

掲示等の取扱要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和7年9月18日学長裁定)

掲示等の取扱要項の一部を改正する要項

掲示等の取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>7 掲示等の届出の受付は、学生に係る掲示については<u>学務課総務係</u>、その他の掲示については総務課総務係において行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>7 掲示等の届出の受付は、学生に係る掲示については<u>学生支援課学生総務係</u>、その他の掲示については総務課総務係において行う。</p> <p>(略)</p>